

契約当事者のみなさまへ

市民生活における市民相互の関係（権利、義務等）を規律するものとして、「民法」という法律があり、その第1条には次のように記されています。

「私権は公共の権出に違ふ。権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実にこれをなすことを要す。

権利の濫用はこれを許さず。」

これは市民生活の基本原則を定めたものであり、無論、建物の賃貸借という契約関係においてもこの精神はかかれています。今回の契約行為ならびに契約内容そのものも、こうした精神に準拠したものであるとして当然の保護がなされます。

当事者のみなさま方が、この契約における自らの義務と責任を深く自覚され、誠意を持って本契約の履行をされますよう切にお願ひ申し上げます。

なお、それぞれ次のことを特に注意下さい。

賃借人（家主）の方へ

賃貸借の対象となる建物は、あなたの大切な財産です。使用上の注意義務は賃借人が負うこととなります。財産的価値を永く保つためには、あなた自身の定期的な維持管理がなによりです。

賃借人（入居者）の方へ

本契約書に記載されておりますように、賃借人としての義務と責任はつきなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。なお、賃貸借料（家賃）を滞りたり、賃貸人の承諾を必要とする事項、届出事項、禁止事項等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので特にご注意下さい。

擔保証人の方へ

擔保保証人は、法律及び本契約書において、賃借人（主たる債務者）の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に關し、賃借人が期間中に行った（更新の場合を含む）行為についても、連帯責任があります。

3 事業用賃貸借契約書（店舗）

（※この契約書は、宅地建物取引業法第7条に定められている書面を兼ねています。）

（契約の締結）

第1条 貸主

（以下甲という）及び借主 新理 新（以下乙という）、
下記の目的物件（以下「本物件」という。）について、事務的の
する賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

目的物件の表示

所在地 糸満市 西崎 6月16番 14号
構造 鉄筋コンクリート 造 1階建て
賃貸借部分 / 階部分 101号室 99.79 ㎡（30.18坪）

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成28年 7月16日より平成30年 6月30日までの 2年間とする。

但し、この期間が経過しても、甲又は乙がこれからの書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は月額金 120,000円也とし、これを毎月末日までに翌月分を、各金融機関の口座振替（勤引き落し）で支払うものとする。乙が振込みの場合は毎月25日までに翌月分を支払うものとする。滞り手数料、振込み手数料は乙の負担とする。

2 乙が賃料の支払いを滞滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の立替の請求及び連帯保証人に対して賃料の支払いを催促する事ができる。

3 入居の時の賃料は日割り計算とする。出居の際は日割のいかにを問わず月計算とする。

4 法令の定めた事由又は経済情勢の変動、公租公課の増額、近隣店舗諸料金との比較等により不相応になったとき、その他の負担の増加等でも得ない事由により甲からの賃料の増加を申し出たときは甲・乙協議して決定する。

（共益費）

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を月額金 一 円也とし、これを第3条の賃料とともに甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

事務所費

- 2 乙は、前条に定める賃料のほか、電気・ガス・上下水道その他専用（ ）に係る使用料金、並びに塵取り料、衛生に要する諸経費等を負担する。
- 3 乙は、第1条記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

（入金・礼金）

第6条 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため敷金として賃料の2ヶ月分を相当する金（240,000円）をこの契約成立と同時に甲に預けられる。但し敷金には利息を付さないものとする。

- 2 乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料その他の債務と相殺することができる。
- 3 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる一切の債務を敷金から控除しなおお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならぬ。不足が生じた場合は、乙は直ちにその不足額を納めなければならぬ。
- 4 敷金返還について、乙が契約期間以内に解約する場合には敷金の返還は無いものとする。契約期間以後の解約については、敷金の全額を返還するものとする。但し明渡しは、現状回復とする。
- 5 乙は甲に、礼金として金 一 円を支払い、入居期間の長短に係わらず、返還しない。

（禁止又は制限される行為）

- 第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、第1条の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の ヶ月分を相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

費用所費

四 第1項の費用にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員、暴力団、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）に賃借権を譲渡し、又は転賃し、又は転貸し、又は担保の用に供すること。

五 暴力団員・暴力団等反社会勢力に本物件を使用させること。

8 乙は、本物件の使用にあたり、甲に書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

（乙の管理義務）

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は乙に対して、入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しななければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（原状の変更）

- 第9条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用の上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

（契約期間中の修繕）

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予めその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなざるときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を第1条記載の事業以外の用に供したとき。
- 二 第7条から第9条までの規定に違反したとき。
- 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引停止

- 六 破産手続の開始。
- 七 民事再生手続の開始。
- 八 会社更生手続の開始。
- 九 特別清算手続の開始。

3 乙が次の各号のひとつに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなし、甲は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を解除することができる。乙は、賃借物件を直ちに明け渡さなければならぬ。この場合、甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、電気・水道水・の供給停止、賃借物件の施設の交換など、乙の本物件の使用を防止する措置をとることができることを乙はあらかじめ承諾した。

- 一 乙またはその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員・暴力団等反社会勢力であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
- 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
- 三 乙らが本物件の共用部分に反復継続して暴力団員・暴力団等反社会勢力を出入りさせたとき。
- 四 乙らが、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 五 乙らが、本物件内に暴力団等反社会勢力であることを感知させる名札、名称、看板、代紋、提灯等の物件を提示したとき。

通称監察

賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、けん銃所持等、その他の犯罪を行ったとき。

- 七 乙らが、第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき。
- 八 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織、団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時本契約を終了することができる。

(契約の当然終了)

- 第13条 乙に於て、次の各号の一に該当したときは、本契約期間中でも当然契約は終了する。
- 一 契約又は解除による外、乙の解散、廃業、破産、和議、横領、詐欺、刑事事件等の宣告。
- 二 乙の代表者の所在不明、会社整理、会社更生手続等を申し出たとき。
- 三 乙の死亡、後見開始、保佐開始、補助開始があったとき。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならぬ。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明渡さなければならぬ。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならぬ。
- 4 本契約終了時に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。



クリーニングの費用を負担するものとする。その際、使用した電気・ガス料金も乙の負担とする。

(甲)の通知義務

第16条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等の支払い方法の変更。
- 二 管理業者の変更。

(乙)の通知義務

第17条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できる場合は、第7条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先、その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第18条 乙は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14%の延滞損害金を支払わなければならない。

(連帯保証人)

- 第19条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- 2 当該期間が経過しても、甲、乙又は乙の連帯保証人いずれからも書面による異議申し立てがないときも同様とする。
- 3 連帯保証人が死亡又は解散したとき、その他甲において必要と認めるときはその変更又は追加を求めることができる。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

- 1. 日常営業に起因する内装造作、設備器具等の修繕、若しくは外装或は第三者から被害を受けた場合の修繕の費用は乙の負担とする。
- 2. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分においては、賃借人が清掃を行うものとする。
- 3. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分にゴミ等を放置することにより他の住人に迷惑をかけた場合には、乙は本契約を解約し、退去するものとする。
- 4. 道路の拡張・区画整理事業等により本賃借物件が立退き・取壊しになる場合は、乙は、事業者・甲に協力するものとする。

事務所費

平成 28 年 7 月 13 日

貸與人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 印 [Redacted]

賃借人 住所 茨城県水戸市大田区大田 1-10-1

氏名 新垣 新 [Redacted] 印 [Redacted]
建物の受取り 鍵番号 1013 102号 415号

連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 印 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 印 [Redacted]

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事 (10) 第 0718 号

住所 〒901-0303 糸満市手兼盛 3 6 9 番地 8
氏名 有限会社 ホーエン 代表取締役 大城 昇
宅地建物取引士 沖縄県知事 第 [Redacted] 号

事務所費

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(平成 30 年度)

単位:円

月日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考	
5月2日	80,000	0	240	79,760			
6月5日	80,000	0	240	79,760			
7月5日	80,000	0	240	79,760			
8月6日	80,000	0	240	79,760			
9月5日	80,000	0	240	79,760			
10月5日	80,000	0	240	79,760			
11月5日	82,000	0	246	81,754			
12月5日	82,000	0	246	81,754			
1月5日	82,000	0	246	81,754			
2月5日	82,000	0	246	81,754			
3月5日	82,000	0	246	81,754			
3月29日	82,000	0	246	81,754			
合計	972,000	0	2,916	969,084			

充当割合: 政務活動費のみ全額充当 (10/10)

人件費

30年度 11539-2916 (個人負担分)

事業所負担

¥ 8,623 充当

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収勘定 保険料収入及び
退職給付金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※平成 30 年度
標準票出

〒	7	1	0	1	0	3	7	0	8	7	-	0	0	0	※CD	9	※証券受領	全部	一部
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	-------	----	----

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:平成は7) ※徴収年度(元号:平成は7)

7-30

7-30

納付の目的

1. 平成

30 年度 第1 期
(金期又は月期)

2. 平成

29 年度 確定

※収納区分

62

※課税区分

※内証券受領

(住所) 〒901-0306 糸満市

西崎

8-16-14

光ビル101

(氏名) 新垣アラタ事務所

新垣 新

08-E004524 AA1A47R008266#

47101037087-000 0008266

内	労働 保険料 原金	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円	¥	1	1	5	2	0
内	繰 上 げ 金	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円	¥	1	1	9		
納付額 (合計額)		十 億	千 百	十 万	千 百	十 円	¥	1	1	5	3	9

あて先
〒 900-0006
那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階
E 沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付印



納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

勤務実態申告票

人件費

【議員名 新垣 新】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等	20%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 等	10%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	20%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	25%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

平成三十年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 新垣 新



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
主な就業場所	糸満市西崎 6-16-14 光ビル 101 新垣新事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時~午後 4 時 (休憩時間 12 時~13 時)
休 日	土 日 祝祭日
給与 (賃金)	月給 80,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌日 5 日支払い
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 30 年 4 月 1 日

雇 用 者 氏名 新垣 新



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

雇 用 契 約 書

氏 名 	生年月日
住 所 	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 30 年 10 月 3 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
主な就業場所	糸満市西崎 6-16-14 光ビル 101 新垣新事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間 12 時～13 時)
休 日	土 日 祝祭日
給与 (賃金)	月給 82,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌日 5 日支払い
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 30 年 10 月 3 日

雇 用 者 氏名 新垣 新



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

摘要	9 月				8 月				7 月			
		17 日		1 日	●	17 日		1 日		17 日		1 日
		18 日		2 日		18 日		2 日	18 日		2 日	
			19 日		19 日		3 日		19 日		3 日	
			20 日		20 日		4 日		20 日		4 日	
			21 日		21 日		5 日		21 日		5 日	
			22 日		22 日		6 日		22 日		6 日	
			23 日		23 日		7 日		23 日		7 日	
			24 日		24 日		8 日		24 日		8 日	
			25 日		25 日		9 日		25 日		9 日	
			26 日		26 日		10 日		26 日		10 日	
			27 日		27 日		11 日		27 日		11 日	
			28 日		28 日		12 日		28 日		12 日	
			29 日		29 日		13 日		29 日		13 日	
			30 日		30 日		14 日		30 日		14 日	
			31 日		31 日		15 日		31 日		15 日	
				16 日			16 日				16 日	
	出勤 18 日				出勤 21 日				出勤 20 日			
	欠勤 日				欠勤 日				欠勤 日			
	早退 日				早退 日				早退 日			
	遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日			

30

30

平成30年

12 月			11 月			10 月			No.
17 日	1 日		17 日	1 日		17 日	1 日	新 垣 新	
18 日	2 日		18 日	2 日		18 日	2 日		
19 日	3 日		19 日	3 日		19 日	3 日		
20 日	4 日		20 日	4 日		20 日	4 日		
21 日	5 日		21 日	5 日		21 日	5 日		
22 日	6 日		22 日	6 日		22 日	6 日		
23 日	7 日		23 日	7 日		23 日	7 日		
24 日	8 日		24 日	8 日		24 日	8 日		
25 日	9 日		25 日	9 日		25 日	9 日		
26 日	10 日		26 日	10 日	●	26 日	10 日		
27 日	11 日		27 日	11 日		27 日	11 日		
28 日	12 日		28 日	12 日		28 日	12 日		
29 日	13 日		29 日	13 日		29 日	13 日		
30 日	14 日		30 日	14 日		30 日	14 日		
31 日	15 日		31 日	15 日		31 日	15 日		
	16 日			16 日			16 日		
出勤	19 日		出勤	20 日		出勤	21 日	氏 名 [Redacted]	
欠勤	日		欠勤	日		欠勤	日		
早退	日		早退	日		早退	日		
遅刻	日		遅刻	日		遅刻	日		

